

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等
に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例の適用がある場合における租税条約の適用手続について、支払の取扱者の上場株式等の配当等に関する事項の提供方法から磁気テープを提出する方法を除外することとする。(第2条～第2条の5関係)
- 2 非居住者に係る金融口座情報の報告制度について、報告金融機関等が報告事項を提供する際に提出することができる記録用の媒体から、磁気テープを除外することとする。(第16条の12関係)
- 3 国税庁長官は、租税条約等の相手国等の税務当局から、当該租税条約等に定めるところにより、当該相手国等の法令の規定により収集された個人番号の受領をすることができる旨の規定及びその受領をするための手続を定めることとする。(第16条の15関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和4年4月1日から施行することとする。(附則第1項関係)